

○内閣府
財務省 令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条及び第五十四条の規定に基づき、内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和九年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和五年 内閣府 財務省 令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄

に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(導入等計画書の届出) 第九条 法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四(二)により行うものとする。 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたもの(第三号に掲げる書類を除く。)に限る。 「一・二 略」 三 第十六条第二号及び第三号に掲げる事項に係る特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置を講じていることを証する書類 3 前項第二号に掲げる書類については、法第三章の規定により既に金融庁長官及び財務大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十二条第一項の規定により届け出る導入等計画書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができ。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合) 第十条 「略」 2 法第五十二条第十一項の規定による緊急導入等届出書の届出は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五(二)により行うものとする。	(導入等計画書の届出) 第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四(二)によるものとする。 2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 「一・二 同上」 「号を加える。」 「項を加える。」 (特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合) 第十条 「同上」 2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五(二)によるものとする。

(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域(以下「設立準拠法国等」という。)(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等(個人である場合にあつては、氏名及び国籍等)並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

「三〽五 略」

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハの特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの(以下「構成設備」という。)は、次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

「一〽四 略」

(構成設備に関する事項)

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

(法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの)

第十一条 「同上」

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域(以下「設立準拠法国等」という。)(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

「三〽五 同上」

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの(以下「構成設備」という。)は、次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

「一〽四 同上」

(構成設備に関する事項)

第十三条 「同上」

一 「同上」

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

〔四・六 略〕

（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

〔三・四 略〕

（法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの）

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

〔四・六 同上〕

（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

第十四条 〔同上〕

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

〔三・四 同上〕

（法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの）

第十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称、法人番号及び設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名及び国籍等）並びにその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

〔五・六 略〕

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項）

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定重要設備の導入に携わる者に関する次に掲げる事項
- イ 名称及び代表者の氏名、住所、法人番号並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）
- ロ 導入との関係

二・三 〔略〕

（導入等計画書の届出等の例外）

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの要件にも該当するときは、法第五十二条第一項の規定により届け出る導入等計画書（同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条各号（第三号を除く。）に掲げる事項の記載及び第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

〔五・六 同上〕

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項）

第十六条 〔同上〕

〔号を加える。〕

一・二 〔同上〕

（導入等計画書の届出の例外）

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。

イ 「略」

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置

2|| 前項の規定は、次に掲げるものについて準用する。

一 法第五十二条第十一項の規定により届け出る緊急導入等届出書（法第五十五条第三項において準用する法第五十二条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの）

二 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る導入等計画書の変更の案

三 法第五十四条第四項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により報告する導入等計画書の変更

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 「同上」

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査することとしていること

「項を加える。」

（期間の短縮に関する通知）

第十八条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（期間の延長に関する通知）

第十九条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を法第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出）

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の前六月以内に作成されたものに限り。）を添付して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 特定重要設備の導入に係る導入等計画書 様式第四（一）
- 二 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る導入等計画書 様式第四（二）
- 三 特定重要設備の導入に係る緊急導入等届出書 様式第五（一）
- 四 特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る緊急導入等届出書 様式第五（二）

2 前項の書類のうち第九条第二号に掲げる書類については、法第三章の規定により既に金融庁長官及び財務大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届け出る導入等計画書又は緊急導入等届出書にその旨を記載すること

（期間の延長に関する通知）

第十九条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

（勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出）

第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限り。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）により行うものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

により、当該書類の添付を省略することができる。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 「略」

ハ 特定重要設備の供給者の追加に伴う変更

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更（構成設備の減少に係る変更を除く。）

ロ 構成設備の供給者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更

ハ 「略」

ニ 構成設備の供給者の追加に伴う変更

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等の内容の変更又は重要維持管理等を行わせる期間を延長するものに限る。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所又は設立準拠法国等

(重要な変更の届出)

第二十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

四 「同上」

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更

ハ 「同上」

「号の細分を加える。」

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要

（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合を除く。）

ロ 委託の相手方の追加に伴う変更

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等の内容の変更又は重要維持管理等を行わせる期間を延長するものに限る。）

ロ 再委託の相手方等の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合を除く。）

ハ 再委託の相手方等の追加に伴う変更

八 第十六条第一号に掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 導入に携わる者の住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、住所又は国籍等）の変更

ロ 第十六条第一号ロに掲げる事項に係る変更

ハ 導入に携わる者の追加に伴う変更

九 第十六条第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更

十 第十七条第一項各号に掲げる要件に係る変更

2 法第五十四条第一項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）の規定による導入等計画書の変更の案の届出は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又

維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 「同上」

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

「号の細分を加える。」

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

「号を加える。」

「号を加える。」

2 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第七（二）によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては

は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に金融庁長官及び財務大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第一項の規定により届け出る導入等計画書の変更の案にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があるときと認めるときは、この限りでない。

5 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、法第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書（同条第八項の規定による変更をするときは、その変更を加えたもの。以下この条及び第二十五条において同じ。）を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

6 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前六月以内に作成されたものに限る。）を添付して、

法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

「項を加える。」

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の

特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

7 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に金融庁長官及び財務大臣に届け出た当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第一項の規定により届け出る導入等計画書の変更の案にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8 略

（軽微な変更）

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

「一、四 略」

五 第十六条第一号イに掲げる事項に係る変更のうち導入に携わる者の住所の変更

（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（第三項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類を除き、有効期間又は有効期限のあるものに

導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあっては様式第七（二）により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

「項を加える。」

6 同上

（軽微な変更）

第二十四条 「同上」

「一、四 同上」

「号を加える。」

（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては法第五十四条第四項の規定による報告

あつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前六月以内に作成されたものに限る。を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 前項の書類のうち第九条第二項第二号に掲げる書類については、前項に規定する場合のほか、法第三章の規定により既に金融庁長官及び財務大臣に報告した当該書類の内容に変更がないときは、法第五十四条第四項の規定により報告する導入等計画書の変更の報告書にその旨を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。ただし、金融庁長官及び財務大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、次のとおりとする。

一 構成設備の種類、名称又は機能の変更

二 構成設備の供給者の名称、住所、法人番号又は設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（前号に掲げる変更に伴うものに限る。）

4 略

の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

「項を加える。」

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

3 同上

様式第一（第三条関係）

指 定 通 知 書	第 号
年 月 日	
殿	
金融庁長官 財務大臣 (公印省略)	

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第５０条第１項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第２項の規定により、下記のとおり通知する。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に金融庁長官及び財務大臣に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として行政

様式第一（第三条関係）

指 定 通 知 書	第 号
年 月 日	
殿	
金融庁長官 財務大臣 (公印省略)	

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第５０条第１項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第２項の規定により、下記のとおり通知する。

事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) に基づく処分取消しの訴えを提起することができる。 記 [表略]		様式第四 (一) (第九条第一項、第二十一条関係) 整理番号 導入等計画書 (特定重要設備の導入を行う場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 1 項の規定により、特定重要設備の導入を行うの	
様式第四 (一) (第九条第一項、第二十一条関係) 記 [同左]		様式第四 (一) (第九条第一項、第二十一条関係) 導入等計画書 (特定重要設備の導入を行う場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 1 項の規定により、特定重要設備の導入を行うの	

で、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

〔表略〕

(記載上の注意)

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この導入等計画書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。

2. ～ 4. 〔略〕

5. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。

6. 5. のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 5. のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンタに設置する場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンタを提供する事業者名を記載すること。

で、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要

〔同左〕

(記載上の注意)

〔加える。〕

1. ～ 3. 〔同左〕

4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

〔加える。〕

〔加える。〕

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	
時期	

(記載上の注意)

1. 「内容」の欄には、導入の目的を記載すること。

[削る。]
[削る。]

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的			
	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名		
		住所		
		設立準拠法国等		
		導入との関係		
時期				

(記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに經由する者のうち、次の（１）又は（２）に該当する者に関する情報を記載すること。

（１）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者

（２）特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者

2. 個人である場合にあつては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法

[削る。]

[削る。]

2. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には、予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

3. 導入に携わる者に関する事項

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	
導入との関係	

令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。

4. 個人である場合にあっては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

5. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

[加える。]

(記載上の注意)

1. この様式において「導入に携わる者」とは、特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者から当該特定重要設備を導入するまでに経由する者のうち、次の（１）又は（２）に該当する者をいう。
 - （１）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 - （２）特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
2. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
3. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。
4. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合には、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。
5. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対

し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

6. 「導入との関係」の欄には、1. の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

〔記載上の注意〕

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等の記載を省略することができる。

2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に

3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

〔加える。〕

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に

保有する者					保有する者		
名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合 (%)	確認した年月日	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①					①		
②					②		
③					③		
④					④		
⑤					⑤		
⑥					⑥		
⑦					⑦		
⑧					⑧		

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
[削る。]

3. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会

(記載上の注意)

[加える。]

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者

基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。	に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
(3) 特定重要設備の供給者の役員 [表略]	(3) 特定重要設備の供給者の役員 [同左]
(記載上の注意) 1. 特定社会基盤事業者又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。 2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。	(記載上の注意) 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合 [表略] (記載上の注意) <u>1.</u> 特定社会基盤事業者又は令第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略する	(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合 [同左] (記載上の注意) [加える。]

ことができる。

2. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

3. [略]

(5) [略]

5. 構成設備に関する事項

(1) [略]											
(2) 供給者	<table><tr><td>名称</td><td></td></tr><tr><td>代表者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>法人番号</td><td></td></tr><tr><td>設立準拠法国等</td><td></td></tr></table>	名称		代表者の氏名		住所		法人番号		設立準拠法国等	
名称											
代表者の氏名											
住所											
法人番号											
設立準拠法国等											

1. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

2. [同左]

(5) [同左]

4. 構成設備に関する事項

(1) [同左]							
(2) 供給者	<table><tr><td>名称及び 代表者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>設立準拠法国等</td><td></td></tr></table>	名称及び 代表者の氏名		住所		設立準拠法国等	
名称及び 代表者の氏名							
住所							
設立準拠法国等							

(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者				
名 称	法人 番号	設立準拠 法国等	議決権保有 割合 (%)	確認した 年月日
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

〔(4) ～ (6) 略〕

(記載上の注意)

〔1. ～ 3. 略〕

4. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合には、「構成設備の名称」の欄に利用する当該クラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用する当該クラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合には、(3) から (6) までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. 特定社会基盤事業者が構成設備の供給者である場合には、

(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者		
名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

〔(4) ～ (6) 同左〕

(記載上の注意)

〔1. ～ 3. 同左〕

4. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3) から (6) までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

〔加える。〕

(2) のうち代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等の記載並びに(3) から(5) までの項の記載を省略することができる。

7. 令第10条第1項各号に掲げる者が構成設備の供給者である場合には、(4) 及び(5) の項の記載を省略することができる。

8. (2) 及び(3) の「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

9. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

10. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合には(5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

11. [略]

[加える。]

6. (3) の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

8. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

9. [同左]

12. 8.、9.又は11.の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

13. [略]

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
【①－１～③－２ 略】		
④－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について <u>定期的又は随時に確認を行うこと</u> を確認している。	☐	
④－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について <u>定期的又は随時に確認を行うこと</u> を確認している。	☐	

10. 6.、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

11. [同左]

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) [同左]		
【①－１～③－２ 同左】		
④－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について <u>定期的又は随時に確認を行うこと</u> を確認している。	☐	
④－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について <u>定期的又は随時に確認を行うこと</u> を確認している。	☐	

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。			
〔⑤－１～⑧－２ 略〕			
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる <u>場合には</u> 、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。			
〔⑨－１～⑩－２ 略〕			
(３) 〔略〕			
(４) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を <u>確認</u> している。			
⑭－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、 <u>届出を行おうとする時から遡って</u> ３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐		
⑭－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、 <u>届出を行おうとする時から遡って</u> ３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反し	☐		

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。			
〔⑤－１～⑧－２ 同左〕			
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる <u>場合に</u> 、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。			
〔⑨－１～⑩－２ 同左〕			
(３) 〔同左〕			
(４) 〔同左〕			
(４) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、 <u>届出を行う日の前日から起算して過去</u> ３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。			
⑭－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、 <u>届出を行う日の前日から起算して過去</u> ３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に	☐		
⑭－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、 <u>届出を行う日の前日から起算して過去</u> ３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に	☐		

ていないことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
(5) [略]		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があつた場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑩ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があつた場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
その他特記事項		

反していないことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
(5) [同左]		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があつた場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑩ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があつた場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	☐	

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。

2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合には、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2及び⑩－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

3. [略]

4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2及び⑮－2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. [略]

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑩－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

3. [同左]

4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2、⑮－2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

6. [同左]

注 [略]	注 [同左]
様式第四 (二) (第九条第一項、第二十一条第一項関係) 整理番号 導入等計画書 (特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合) 年 月 日 殿 住 所 名 称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 1 項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。	様式第四 (二) (第九条第一項、第二十一条関係) 導入等計画書 (特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合) 年 月 日 殿 住 所 名 称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 1 項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の概要 〔表略〕 (記載上の注意) <u>1.</u> この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この導入等計画書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。 <u>2. ～4.</u> 〔略〕 <u>5.</u> 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、<u>特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。</u>ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、<u>都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。</u> <u>6.</u> <u>5.</u> のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。 <u>7.</u> <u>5.</u> のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンタに設置する場合には、「特定重要設備を設置する場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンタを提供する事業者名を記載すること。 2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間	1. 特定重要設備の概要 〔同左〕 (記載上の注意) 〔加える。〕 <u>1. ～3.</u> 〔同左〕 <u>4.</u> 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、<u>それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。</u> 〔加える。〕 〔加える。〕 2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間
--	--

【表略】

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には、予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。と。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること(以下この様式において同じ。)
2. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には、空欄とすること(以下この様式において同じ。)
3. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した

【同左】

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この様式において同じ。)
- 【加える。】
2. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法

法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合には、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。

4. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保有割合 (%)	確認した 年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主

令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。

3. 個人である場合にあっては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法 国等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主

等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

[削る。]

2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

[表略]

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第10条第1項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に

等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

[同左]

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

【表略】

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が令第 10 条第 1 項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

3. 【略】

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) 【略】

(2) 再委託の相手方	名称	
	代表者の氏名	
	住所	
	法人番号	
	設立準拠法	国等

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

【同左】

(記載上の注意)

【加える。】

1. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

2. 【同左】

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) 【同左】

(2) 再委託の相手方	名称及び代表者の氏名	
	住所	
	設立準拠法	国等

(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者				
名	法人番号	設立準拠 法 国 等	議決権保 有割合 (%)	確認した年 月 日
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
[(4)・(5) 略]				
(記載上の注意)				
1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる <u>場合には</u> 、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。				
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の <u>場合には</u> 当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。				

(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者		
名称又は氏名	設立準拠法 国等又は国 籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
[(4)・(5) 同左]		
(記載上の注意)		
1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる <u>場合にあっては</u> 、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。		
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の <u>場合は</u> 当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。		

3. 再委託の相手方が令第10条第1項各号に掲げる者である場合には、（４）及び（５）の項の記載を省略することができる。
4. 第17条第1項の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、同項各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置を「5. 導入等計画書の届出の例外」の備考の欄に記載すること。
5. （２）及び（３）の「設立準拠法外国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. （４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
7. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国

[加える。]

3. 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「6. 備考」の欄に記載すること。
4. （３）の「設立準拠法外国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
5. （４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国

政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には (5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

8. [略]

9. 5.、6.又は8.の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

5. 導入等計画書の届出の例外

項目	チェック	備考
(1) 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。	☐	
(2) 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。	☐	
① 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置		
② 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要		

政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は (5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

7. [同左]

8. 4、5又は7の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

[加える。]

維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置	
--	--

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) [略]		
(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、 <u>更に再委託を行う場合</u> には、 <u>特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</u>	☐	

⑦ [略]

5. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) [同左]		
(2) [同左]		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、 <u>さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</u>		

⑦ [同左]

(3) [略]		
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨ー1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行おうとする時から遡って3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐	
⑨ー2 特定社会基盤事業者*は、再委託の相手方等が、届出を行おうとする時から遡って3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐	
※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
(5) [略]		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部から		

(3) [同左]		
(4) [同左]		
⑨ー1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐	
⑨ー2 特定社会基盤事業者*は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。	☐	
※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
(5) [同左]		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部から		

の影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった<u>場合には</u>、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
その他特記事項		
(記載上の注意) 1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付ける<u>こと</u>。		

の影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった<u>場合に</u>、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	☐	
(記載上の注意) 1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付ける<u>こと</u>。印を付けた項目については、当該措置を講じているこ		

とを証する書類を添付すること。

2. [略]

3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2及び⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤及び⑧については、再委託の相手方等に限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. [略]

注 [略]

様式第五（一）（第十条第二項、第二十一条第一項関係）

整理番号

2. [同左]

3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2、⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

6. [同左]

注 [同左]

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書 (特定重要設備の導入を行った場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。 [削る。]	緊急導入等届出書 (特定重要設備の導入を行った場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。 1. <u>特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由</u> (1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと <table><tr><td>① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容</td><td></td></tr><tr><td>② ①が生じた時期及び期間</td><td></td></tr></table>	① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容		② ①が生じた時期及び期間	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容					
② ①が生じた時期及び期間					

③	①により特定社会基 盤役務の提供に対して 生じた影響	
④	①に対する措置のた め緊急に導入を行う必 要があった期日	
⑤	導入等計画書の届出 によつては対応ができ なかつた理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供 に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと		
①	(1) ①が生じた原 因	
②	(1) ①を把握した 時期	
③	(1) ①の発生を回 避できなかった理由	
(3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障 の除去又は発生の防止のために必要であつたこと		
①	(1) ①と特定重要 設備の関係及び特定重 要設備に生じた支障の 内容	
②	(3) ①と緊急に行	

った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

1. 特定重要設備の概要

〔表略〕

(記載上の注意)

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この緊急導入等届出書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。

2. ～4. 〔略〕

5. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができ。

2. 特定重要設備の概要

〔同左〕

(記載上の注意)

〔加える。〕

1. ～3. 〔同左〕

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

6. 5. のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 5. のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンタに設置する場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンタを提供する事業者名を記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	
時期	

(記載上の注意)

1. 「内容」の欄には、導入の目的を記載すること。

[加える。]

[加える。]

3. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的			時期
	導入に携わる者に 関する事項	名称及び代表者の氏名 住所 設立準拠外国等 導入との関係		

(記載上の注意)

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由した者のうち、次の（１）又は（２）に該当する者に関する情報を記載すること。

（１）特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者

(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施した者であつて、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得た者

2. 個人である場合にあつては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあつては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。

4. 個人である場合にあつては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

5. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行った行為を具体的に記載すること。

6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供した時点を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

2. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点が未定である場合には、予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

3. 導入に携わる者に関する事項

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	
導入との関係	

(記載上の注意)

1. この様式において「導入に携わる者」とは、特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者から当該特定重要設備を導入するまでに経由する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者をいう。

(1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者

(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者

2. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること(以下この様式において同じ。)

3. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には、空欄とすること(以下この

[加える。]

様式において同じ。）。

4. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合には、国籍等。以下この様式において同じ。）を記載すること。

5. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

6. 「導入との関係」の欄には、1. の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

（1）特定重要設備の供給者

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

（記載上の注意）

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法国等の記載を省略することができる。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

（1）特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

【加える。】

2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

名称	法人番号	設立準拠法 国等	議決権保有 割合 (%)	確認した年 月日
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ。)

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

名称又は氏名	設立準拠法国等又は 国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)

[加える。]

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ。)

[削る。]

3. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

[表略]

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

2. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

[同左]

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

〔表略〕

(記載上の注意)

1. 特定社会基盤事業者又は令第 10 条第 1 項各号に掲げる者が特定重要設備の供給者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

3. 〔略〕

(5) 〔略〕

5. 構成設備に関する事項

(1) 〔略〕			
(2) 供給者	名称		
	代表者の氏名		
	住所		
	法人番号		

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

〔同左〕

(記載上の注意)

〔加える。〕

1. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

2. 〔同左〕

(5) 〔同左〕

5. 構成設備に関する事項

(1) 〔同左〕		
(2) 供給者	名称及び	
	代表者の氏名	
	住所	

設立準拠法国等																																														
(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>法人 番号</th><th>設立準拠 法国等</th><th>議決権保有 割合 (%)</th><th>確認した 年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		名 称	法人 番号	設立準拠 法国等	議決権保有 割合 (%)	確認した 年月日	①					②					③					④					⑤					⑥					⑦					⑧				
名 称	法人 番号	設立準拠 法国等	議決権保有 割合 (%)	確認した 年月日																																										
①																																														
②																																														
③																																														
④																																														
⑤																																														
⑥																																														
⑦																																														
⑧																																														
〔(4) ～ (6) 略〕																																														

(記載上の注意)

〔1. ～ 3. 略〕

4. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合には、「構成設備の名称」の欄に利用する当該クラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用する当該クラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合には、(3) から (6) までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略すること

設立準拠法国等																												
(3) 供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者 <table border="1"><thead><tr><th>名称又は氏名</th><th>設立準拠法国 等又は国籍等</th><th>議決権保有割合 (%) (確認した年月日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		名称又は氏名	設立準拠法国 等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)	①			②			③			④			⑤			⑥			⑦			⑧		
名称又は氏名	設立準拠法国 等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)																										
①																												
②																												
③																												
④																												
⑤																												
⑥																												
⑦																												
⑧																												
〔(4) ～ (6) 同左〕																												

(記載上の注意)

〔1. ～ 3. 同左〕

4. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がISMAPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3) から (6) までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することが

ができる。

6. 特定社会基盤事業者が構成設備の供給者である場合には、
(2) のうち代表者の氏名、住所、法人番号及び設立準拠法
等の記載並びに (3) から (5) までの項の記載を省略するこ
とができる。

7. 令第 10 条第 1 項各号に掲げる者が構成設備の供給者である
場合には、(4) 及び (5) の項の記載を省略することができる。

8. (2) 及び (3) の「設立準拠法国等」の欄に記載する情報
は、個人である場合には、構成設備の供給者が金融庁長官及び
財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給
者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官
及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

9. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並
びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、構成
設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出すること
ができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対
し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出する
ことを報告することとする。

10. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、
いずれか 1 の事業年度における構成設備の供給者の売上高
の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引
に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である
場合には (5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には

できる。

[加える。]

[加える。]

6. (3) の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報
は、構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出
することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の
供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に
提出することを報告することとする。

7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及
び当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、構成設
備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出すること
ができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対
し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出するこ
とを報告することとする。

8. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、
いずれか 1 の事業年度における構成設備の供給者の売上高
の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引
に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場
合は (5) の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には

は「該当なし」に印を付けること。

11. [略]

12. 8.、9.又は11.の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

13. [略]

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
[①-1～②-2 略]		
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。	☐	
③-2 特定社会基盤事業者*は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証	☐	

「該当なし」に印を付けること。

9. [同左]

10. 6.、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

11. [同左]

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) [同左]		
[①-1～②-2 同左]		
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。	☐	
③-2 特定社会基盤事業者*は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼できる品質保	☐	

体制の下開発したことを確認している。		
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
[④－１～⑧－２ 略]		
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる <u>場合には</u> 、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
[⑨－１～⑩－２ 略]		
[(３) ～ (５) 略]		
(６) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった <u>場合には</u> 、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑪ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	

証体制の下開発したことを確認している。		
※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
[④－１～⑧－２ 同左]		
(２) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる <u>場合に</u> 、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。		
[⑨－１～⑩－２ 同左]		
[(３) ～ (５) 同左]		
(６) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった <u>場合に</u> 、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑪ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	

また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。			
その他特記事項			

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。

2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合には、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2及び⑩－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

3. [略]

4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2及び⑮－2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それ

また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合には、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2. 構成設備が I S M A P の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2、⑮－2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

3. [同左]

4. ①－2、②－2、③－2、④－2、⑤－2、⑧－2、⑨－2、⑩－2、⑭－2、⑮－2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それ

それ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと。	
① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができた	

それ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

[加える。]

なかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと。	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避することができなかった理由	
(3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生防止のために必要であったこと。	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う以外に適当な方法がなかったこと。	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては	

(1) ①に対応できなかった理由	
8. [略]	
注 [略]	
様式第五 (二) (第十条第二項、第二十一条第一項関係)	
整理番号	
緊急導入等届出書 (特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合)	
年 月 日	
殿	
住所 名称 代表者の氏名	

7. [同左]	
注 [同左]	
様式第五 (二) (第十条第二項関係)	
緊急導入等届出書 (特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合)	
年 月 日	
殿	
住所 名称 代表者の氏名	

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 11 項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

[削る。]

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 52 条第 11 項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供	

に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3) 他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によって(1) ①に対応できなかった理由	

1. 特定重要設備の概要

[表略]

(記載上の注意)

1. この様式において「特定社会基盤事業者」とは、この緊急導入等届出書を届け出る特定社会基盤事業者をいう。

2. ～ 4. [略]

5. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、特定重要設備の全部又は一部が設置され又は使用されている全ての場所について、原則として、それぞれの場所の所在する都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合には、これらに相当するものを記載すること。ただし、特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、都道府県名の記載に代えて、当該クラウドサービスのリージョンを記載することができる。

6. 5. のうち、特定重要設備の全部又は構成設備がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該クラウドサービスを提供する事業者名を記載すること。

7. 5. のうち、構成設備（クラウドサービスである場合を除く。）をデータセンタに設置する場合には、「特定重要設備を設置した場所」の欄に、その所在地と併せて当該データセンタを提供する事業者名を記載すること。

2. 特定重要設備の概要

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1. ～ 3. [同左]

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

[加える。]

[加える。]

2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

〔表略〕

（記載上の注意）

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（1）重要維持管理等の委託の相手方

名称	
代表者の氏名	
住所	
法人番号	
設立準拠法国等	

（記載上の注意）

1. 「名称」の欄には、個人である場合には、氏名を記載すること。と。この場合には、「代表者の氏名」の欄は、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。

2. 「法人番号」の欄は、個人又は国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人の場合には、空欄とすること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等」の欄には、その設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称（個人である場合には、国籍

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

〔同左〕

（記載上の注意）

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（1）重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

（記載上の注意）

1. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。

〔加える。〕

2. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場

等。以下この様式において同じ。)を記載すること。

4. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称	法人番号	設立準拠法国等	議決権保有割合(%)	確認した年月日
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前6月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入

合にあつては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。)

3. 個人である場合にあっては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする(以下この様式において同じ。)

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入

して記載すること（以下この様式において同じ。）。
[削る。]

2. 「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

[表略]

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下この様式において「令」という。）第 10 条第 1 項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

して記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

3. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

[同左]

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

〔表略〕

(記載上の注意)

1. 委託の相手方が令第 10 条第 1 項各号に掲げる者である場合には、本項の記載を省略することができる。

2. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合には「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

3. 〔略〕

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) 〔略〕			
(2) 再委託の相手方			
名称			
代表者の氏名			
住所			
法人番号			
設立準拠法国等			

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

〔同左〕

(記載上の注意)

〔加える。〕

1. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

2. 〔同左〕

5. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) 〔同左〕			
(2) 再委託の相手方			
名称及び代表者の氏名			
住所			
設立準拠法国等			

(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者 <table><thead><tr><th>名 称</th><th>法人 番号</th><th>設立準拠 法国等</th><th>議決権保有 割合 (%)</th><th>確認した 年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					名 称	法人 番号	設立準拠 法国等	議決権保有 割合 (%)	確認した 年月日	①					②					③					④					⑤					⑥					⑦					⑧				
名 称	法人 番号	設立準拠 法国等	議決権保有 割合 (%)	確認した 年月日																																													
①																																																	
②																																																	
③																																																	
④																																																	
⑤																																																	
⑥																																																	
⑦																																																	
⑧																																																	
〔(4) ・ (5) 略〕																																																	

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせた場合には、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。

2. 「重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合には当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合には当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

3. 再委託の相手方が令第 10 条第 1 項各号に掲げる者である場

(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者 <table><thead><tr><th>名称又は氏名</th><th>設立準拠法国等又は国籍等</th><th>議決権保有割合 (%) (確認した年月日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)	①			②			③			④			⑤			⑥			⑦			⑧		
名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)																											
①																													
②																													
③																													
④																													
⑤																													
⑥																													
⑦																													
⑧																													
〔(4) ・ (5) 同左〕																													

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせた場合にあつては、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。

2. 「重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

〔加える。〕

合には、（４）及び（５）の項の記載を省略することができる。

4. 第 17 条第 1 項の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第 15 条第 3 号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、同項各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置を「5. 緊急導入等届出書の届出の例外」の備考の欄に記載すること。

5. （２）及び（３）の「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、個人である場合には、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

6. （４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

7. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の

3. 第 17 条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第 15 条第 3 号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第 17 条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「7. 備考」の欄に記載すること。

4. （３）の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

5. （４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報並びに当該情報に係る第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとする。

6. 届出の日の 2 月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか 1 の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の

25 以上である場合には（５）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

8. [略]

9. 5.、6.又は8.の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

5. 緊急導入等届出書の届出の例外

項目	チェック	備考
(1) 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を把握するための措置を講じていること。	☐	
(2) 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていること。	☐	
① 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置		
② 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設		

25 以上である場合は（５）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

7. [同左]

8. 4、5又は7の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

[加える。]

備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無について定期的に又は随時に監査するための措置	
---	--

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェック	備考
(1) [略]		
(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対して、更に再委託を行う場合には、 <u>特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</u>	☐	

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

項目		備考
(1) [同左]		
(2) [同左]		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対して、さらに再委託を行う場合には <u>特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</u>	☐	

⑦ [略]		
〔(3)～(5) 略〕		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があつた<u>場合には</u>、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	□	
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があつた場合には、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
その他特記事項		

⑦ [同左]		
〔(3)～(5) 同左〕		
(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があつた<u>場合に</u>、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	□	
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があつた場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。

2. [略]

3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2及び⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類(①、③、④、⑤及び⑧)については、再委託の相手方等に関するものに限る。)は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと。

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2. [同左]

3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－2、⑩－2の項目の措置を講じていることを証する書類(①、③、④、⑤、⑧)については再委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

[加える。]

① 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと。	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避することができなか	

つた理由	
(3) 他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと。	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと。	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によって(1) ①に対応できなかった理由	
8. [略]	

注 [略]

7. [同左]

注 [同左]

様式第七 (一) (第二十三条第二項及び第六項関係)

導入等計画書の変更の案
(特定重要設備の導入を行う場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う 届出	整理番号			
	導入等計画書の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期

様式第七 (一) (第二十三条第二項及び第五項関係)

導入等計画書の変更の案
(特定重要設備の導入を行う場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日		
		変更の届出又は報告をした年月日 (複数あるときは、その直近のもの)		
		特定重要設備		

3. 変更の理由	
4. 備考	

(記載上の注意)

1. 「1. 変更を行う届出」の「整理番号」は、導入等計画書の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

	備の種類及び名称	
	変更前	変更後
2. 変更事項		
3. 変更の内容		
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

(記載上の注意)

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更する場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 [略]

様式第七 (二) (第二十三条第二項及び第六項関係)

導入等計画書
の変更の案
緊急導入等届出書
(特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更 (第 54 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、緊急導入等届出書の変更) を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	整理番号	
	導入等計画書 (緊急導入等届出)	

注 [同左]

様式第七 (二) (第二十三条第二項及び第五項関係)

導入等計画書
の変更の案
緊急導入等届出書
(特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合)

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更 (第 54 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、緊急導入等届出書の変更) を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書 (緊急導入等届出書) の届出を	
------------	-------	------------------------	--

	書)の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

(記載上の注意)

1. 「1. 変更を行う届出」の「整理番号」は、導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、

	した年月日		
	変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)		
	特定重要設備の種類及び名称		
	重要維持管理等の委託の内容		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

(記載上の注意)

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、

は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。	当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
注 [略]	注 [同左]
様式第八 (一) (第二十三条第八項関係) 変更の内容を記載した導入等計画書 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名	様式第八 (一) (第二十三条第六項関係) 変更の内容を記載した導入等計画書 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項ただし書の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

1. 変更をした届出		整理番号			
2. 変更の内容		導入等計画書の届出をした年月日			
		変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由					
4. 備考					

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書の

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日		
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）		
	特定重要設備の種類及び名称			
(2) 変更事項				
(3) 変更の内容	変更前		変更後	
(4) 変更の理由				
(5) 変更の時期				
(6) 備考				

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年

届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合には、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

II. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に <u>支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと</u> の内容	
【②～⑤ 略】	
【(2)・(3) 略】	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う <u>以外に</u> 適当な方法がなかっ	

月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 【同左】	
① 特定社会基盤役務の提供に <u>生じた支障又は生ずるおそれ</u> の内容	
【②～⑤ 同左】	
【(2)・(3) 同左】	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う <u>他に</u> 適当な方法がなかっ	

ったこと	たこと
【①・② 略】	【①・② 同左】
注 [略]	注 [同左]
様式第八 (二) (第二十三条第八項関係) 導入等計画書 変更の内容を記載した 緊急導入等届出書 (重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書 (緊急導入等届出書) の変更をした場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更 (第 54 条第	様式第八 (二) (第二十三条第六項関係) 導入等計画書 変更の内容を記載した 緊急導入等届出書 (重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書 (緊急導入等届出書) の変更をした場合) 年 月 日 殿 住所 名称 代表者の氏名 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、導入等計画書の変更 (第 54 条第

5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の
変更)をしたので、同条第3項（同条第5項において準用する同条第
3項）に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

1. 変更を した届 出	整理番号			変更の時期
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の 届出をした年月日			
2. 変更の 内容	変更事項	変更前	変更後	
3. 変更の 理由				
4. 備考				

5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の
変更)をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をし た届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導 入等届出書）の届出を した年月日	
		変更の届出又は報告を した年月日（複数ある ときは、その直近のも の）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
	重要維持管 理等の委託 の内容		
(2) 変更事項			
(3) 変更の内 容	変更前	変更後	
(4) 変更の理 由			

(5) 変更の時期	
(6) 備考	

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

II. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更することが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役割の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更することが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) [同左]

① 特定社会基盤役務の提供に <u>支障が生じ、又は生ずるおそれ</u> があったことの内容	
[②～⑤ 略]	
[(2) ～ (4) 略]	
注 [略]	
様式第九 (一) (第二十五条第一項関係)	
導入等計画書の変更の報告書 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)	
年 月 日	
殿	
住所 名称 代表者の氏名	
導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的	

① 特定社会基盤役務の提供に <u>生じた支障又は生ずるおそれ</u> の内容	
[②～⑤ 同左]	
[(2) ～ (4) 同左]	
注 [同左]	
様式第九 (一) (第二十五条第一項関係)	
導入等計画書の変更の報告書 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)	
年 月 日	
殿	
住所 名称 代表者の氏名	
導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的	

に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号				
	導入等計画書の届出をした年月日				
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期	
3. 変更の理由					
4. 備考					

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、

に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書の届出 をした年月日		
		変更の届出又は報告 をした年月日（複数 あるときは、その直 近のもの）		
	特定重要設備の 種類及び名称			
	2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後	
4. 変更の理由				
5. 変更の時期				
6. 備考				

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日 (複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、

は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 〔略〕

様式第九 (二) (第二十五条第一項関係)

導入等計画書
の変更の報告書
緊急導入等届出書

(重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書 (緊急導入等届出書) の変更をした場合)

年 月 日

殿

住所
名称
代表者の氏名

当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 〔同左〕

様式第九 (二) (第二十五条第一項関係)

導入等計画書
の変更の報告書
緊急導入等届出書

(重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書 (緊急導入等届出書) の変更をした場合)

年 月 日

殿

住所
名称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期
3. 変更の理由				
4. 備考				

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日		
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）		
	特定重要設備の種類及び名称			
	重要維持管理等の委託の内容			
2. 変更事項				
3. 変更の内容	変更前		変更後	
4. 変更の理由				

5. 変更の時期	
6. 備考	

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すると。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 [同左]

様式第十 (第二十五条第三項関係)

特定重要設備の導入を行った後の
構成設備の変更の報告書

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合には、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 [略]

様式第十 (第二十五条第四項関係)

特定重要設備の導入を行った後の
構成設備の変更の報告書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項（第 54 条第 5 項において準用する同条第 4 項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	整理番号			
	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日			
2. 変更の内容	変更事項	変更前	変更後	変更の時期

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 54 条第 4 項（第 54 条第 5 項において準用する同条第 4 項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	

3. 変更の理由	
4. 備考	

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「整理番号」は、導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出時に付与された番号を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合に

	特定重要設備の種類及び名称	
--	---------------	--

2. 変更事項	
---------	--

3. 変更の内容	構成設備の種類	変更前	変更後
	構成設備の名称		
	構成設備の機能		
	供給者	名称	
		住所	
		設立準拠法 国等	
	変更を行った時期		
	変更を行った理由		

4. 備考	
-------	--

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 構成設備の追加又は削除を行った場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「追加」又は「削除」と記載すること。

は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。	
注 〔略〕	注 〔同左〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この命令は、令和九年一月十二日から施行する。